第７７回　北海道道州制特別区域提案検討委員会

日　時	令和５年（２０２３年）１１月２４日（金）　１０：００～１１：４５
場　所	北海道立道民活動センター（かでる２．７）１０階　１０４０会議室
出席者	
（委　員）	大原会長、堤副会長、朝倉委員、池本委員、宇野委員、花田委員
（事務局）	総合政策部地域行政局　山中地域行政局長、渡辺行政連携課長ほか

（事務局）
本日は道州制特区提案検討委員会の委員の皆様にお集まりいただいておりますが、初めに１点確認させていただきたい事項がございます。
道州制特区提案検討委員会は、北海道道州制特別区域推進条例第８条第１項に基づき、会長が招集することとなっておりますが、本年 11 月６日より皆様が第９期の委員として就任され、現在会長・副会長ともに不在となっております。
つきましては、今回の委員会は事務局が招集して開催することについて、ご異議がないか確認させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議等なし】

１　開会
（事務局）
異議はないということでしたので、ただいまから第７７回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。私は本日の進行を務めます、総合政策部行政連携課長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
はじめに、今期最初の委員会でありますので、議事に入る前に委員の皆様をご紹介させていただきます。まずは、前期から引き続いてご就任いただきました委員の方を五十音順にご紹介させていただきます。
北星学園大学経済学部教授、兼職で現在は経済学部長も務めておられます、大原昌明委員でございます。
（大原委員）
よろしくお願いいたします。
（事務局）
北海商科大学商学部教授、堤悦子委員でございます。
（堤委員）
堤です。よろしくお願いいたします。
（事務局）
本日欠席しておりますが公立はこだて未来大学副理事長、和田雅昭委員もいらっしゃいます。
続きまして、今期から新たに委員になられた方々ですが、こちらも五十音順にご紹介させていただきます。本道で 30 年以上にわたり、ソフトウェア開発などの分野で企業活動を続けておられます、SOC 株式会社代表取締役社長、朝倉由紀子委員でございます。
（朝倉委員）
朝倉です。よろしくお願いいたします。
（事務局）
ただいま電話で参加ということになってございますが、神恵内村の民宿きのえ荘の女将を務めておられます、池本美紀委員でございます。

（池本委員）
よろしくお願いします。
（事務局）
北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授、宇野二朗委員でございます。
（宇野委員）
北海道大学、宇野と申します。よろしくお願いいたします。
（事務局）
美幌町で現代版の寺子屋塾など、様々な活動されております合同会社 ALOP 代表 CEO、花田翔二郎委員でございます。
（花田委員）
改めまして合同会社 ALOP、CEO 花田と申します。今日はよろしくお願いいたします。
（事務局）
なお、本日の委員会につきましては、委員 7 名のうち 6 名の皆様にご出席いただいておりますので、北海道道州制特別区域推進条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告させていただきます。
開会に当たりまして、北海道総合政策部地域行政局長の山中からご挨拶を申し上げます。

2　挨拶

（事務局（山中局長））
道州制特別区域提案検討委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。
本日は寒さ厳しい折、またお足元の大変悪い中、本委員会にお集まりいただき、また WEB にてご参加いただき厚くお礼を申し上げます。日頃より道政の推進に当たりましては、皆様方にご理解ご協力いただいておりますことに重ねて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。さて、本委員会は北海道道州制特別区域推進条例に基づきまして、知事の附属機関として平成 19 年に設置されて以来、16 年にわたりこれまで 76 回開催を行いまして、北海道における広域行政の推進に関してご審議をいただいてきたところでございます。ご案内のとおり道州制特区推進法に基づき、国に対して権限移譲等を求めることができる仕組みというのは、現在事実上北海道だけに認められている仕組みでございまして、これまで本委員会の答申に基づきまして国に合計で 6 回 33 件の提案を行い、特区として実現したものが 2 件、全国展開とされたものが 20 件など、合計 28 件国において措置がされているところでございますが、こうした取り組みによりまして行政の効率化が図られるということはもとより、地域の実情に応じた対応が可能になるものといった成果が上がっているものと我々としても認識しているところでございます。道では次世代半導体をはじめとするデジタル産業の集積やゼロカーボン北海道の実現、長期にわたる大きな取り組みを進めていく中で、全国を上回るスピードで進む人口減少など、様々な課題解決に向けた取組を求められているところでございます。そうした中で本制度をはじめとした特区制度や地方分権に繋がる、様々な制度を有効に活用していくことで更なる地域の自立的な発展につながっていくものと考えているところでございます。本委員会は地方分権改革の推進を図るにあたりまして、大変有意義であるとともに貴重な機会でもありますので、委員の皆様方にはお忙しい中、また限られた時間でございますけれども、どうか幅広い視点から忌憚のないご意見を或いは情報のご提供などいただければと存じますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。
（事務局）
それでは本日の委員会の議事録につきましては、後日、道のホームページで発言者の方のお名前入りで公開させていただきますのであらかじめご了承、ご理解いただければと思います。

３　正副会長選任

（事務局）

それでは次第の３　正副会長選任になります。

こちらの北海道道州制特別区域推進条例第７条第２項の規定に基づき、本委員会の会長及び副会長を委員の互選により選出することとなっておりますので、この場で選出することとしたいと存じます。会長・副会長の選任について、何か意見等ございますでしょうか。

【意見なし】

（事務局）

特にご意見がないようでしたら、事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議等なし】

（事務局）

それでは、前期に副会長をお務めいただいた大原委員に会長をお願いしたいと思っております。また、今回３期目を担っていただく堤委員に副会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議等なし】

（事務局）

はい。特にご異議がないようですので、会長は大原委員、副会長は堤委員にお願いしたいと思います。それでは大原委員は会長の席に、堤委員は副会長の席に、それぞれご移動をお願いいたします。

【会長・副会長移動】

（事務局）

それでは会長・副会長から一言ずつご挨拶をいただければと思います。大原会長お願いいたします。

（大原会長）

改めまして、おはようございます。会長に選任されました北星学園大学の大原昌明です。

道州制特区を前期から参加しておりまして、道民の皆さんからいろいろな提案をいただいているところですけれども、先ほど局長からもありましたように、北海道というある意味特殊な環境の中で、何とか道民の皆さんのご意見を掬い上げて発展させるということでしょうか、良い北海道づくりに貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。続きまして、堤副会長お願いいたします。

（堤副会長）

北海商科大学の堤と申します。よろしくお願いいたします。

元々道民ではなかったという関係もあり客観的に北海道を見た時、たくさんの資源があるのにもったいないなとつくづく感じておりまして、この話があった時に快く引き受けさせていただきました。もっともっと道が国と同じぐらいの権限を持って頑張れるようにいろいろ提案をし、積極的に意見を言っていただく方の意見を掬い上げることができればと思って、大原先生をお助け

したいと思っております。どうぞよろしくお願いします。
（事務局）
ありがとうございました。それでは以後の議事進行につきましては、大原会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4　議事

（１）道州制特区について

（大原会長）
はい。座って議事を進めさせていただきます。それでは次第の４、議事に入ります。
なお、本日の委員会は11時30分の終了を目途に進めて参りたいと思いますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。
それでは、議事（１）に入ります。
議事（１）は、道州制特区における課題の検討ということで、本委員会はこれまで道民提案アイデアを特区提案に結びつけるために具体的な検討を行い、より多くの特区提案を目標として審議を重ね、これまでに６回33件を国に提案してきたわけですけれども、今回は改選で新たに委員になられた方が４名と過半数を超えることから、はじめに事務局から道州制特区について説明していただき、その上で近年提案件数が低調であるなどの課題について、皆様と議論して参りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。
（事務局）
はい。それでは事務局の方から、資料１－１から１－５につきましてご説明させていただければと思います。最初に資料１－１、地方分権改革に関する動きをご覧ください。
ここでは我が国における地方分権改革の年表を大まかに示しておりますが、地方分権改革は大きく分けて第一次地方分権改革、第二次地方分権改革の二つの時期で進められてきております。
まず第一次地方分権改革でございますが、資料の一番上、1993年、平成５年６月に地方分権の推進に関する決議が憲政史上初めて衆議院及び参議院におきまして全会一致で採決されたと、そういったところから始まりまして、その後2000年、平成12年でございますが、地方分権一括法が制定・施行されるなど、国と地方の関係が上下主従の関係から対等協力の関係に変わってきているということでございます。
また、2006年、地方分権改革推進法の成立から始まった第二次地方分権改革では、地方分権をより進めることを目的に、第一次地方分権改革の課題として持ちこされておりました、地方に対する規制緩和や権限移譲が行われてきたということでございます。そして、こうした動きの中で2006年12月には道州制特区を進めるための道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律、いわゆる道州制特区推進法が国会で可決成立したところでございます。
次に資料１－２についてでございますが、北海道道州制特別区域計画は国が定める道州制特別区域基本方針に基づきまして、2007年３月に策定したものでございます。国から移譲を受けた事務事業を道が実施する根拠となるものでございます。概要につきましては本資料のとおりとなっておりますが、本計画はこれまで６回更新してございまして、現在の計画期間は国の基本方針に合わせまして2007年度から2025年度までとなっています。
続きまして資料１－３でございますが、道州制特別特区推進法に基づく提案は国から道への権限移譲や法令の制定改廃を求めるものでございますため、提案にあたっては道内で十分に議論を重ねて道民の理解と強い後押しのもとに国に提案を行っていく、そういったことが重要と考えてございまして、このため道では道民議論のもとに提案を取りまとめるプロセスを定めました、北海道道州制特別区域推進条例を定めております。この条例では、道民議論のもとに提案を取りまとめるプロセスを定めておりまして、道州制特別区域提案検討委員会、この委員会の設置につきましてはこちらで規定されております。

続きまして資料１－４でございます。道州制特区提案までの流れということでございますが、こちらは道民からいただいたアイデアが国への提案に至るまでの流れについて記したものでございます。矢印に沿って説明いたしますと、まず一番の「１」のとおり提案のあった道民アイデアというのは「２」で事務局整理されまして「３　第一次整理」のとおり外部の有識者を交えた検討組織であるこの委員会で第１整理を行います。そして今回これから行われるように、委員の皆様にご審議いただいた上で特区提案として検討すべきものは「４　分野別審議」に進むこととなりまして、そうでないものは一旦検討終了ということになってございます。「４　分野別審議」を行って庁内検討を経て「６」のとおり知事から諮問があった場合は、答申の審議を本会員会で行いまして「８」のとおり知事へ答申するということになってございまして、ここまでが本委員会で行うことになっているということでございます。その後は北海道の方で「９　関係市町村への意見聴取」ですとか「10　パブリックコメント」「11　道議会の議決」を経まして国への提案に至ると、こういった流れとなっております。

最後に、資料１－５の道州制特区提案の状況でございます。これまでの成果ということでまとめさせていただいておりますが、道といたしましては、これまで本委員会から６回の答申をいただいておりまして、それに基づきまして国に対して 33 項目の提案を行っております。そのうち、継続となっております黄色の網掛けの項目を除きまして、28 件につきましては国において所要の措置がなされているというところでございます。

道州制特区に関する私からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

（大原会長）

はい。ご説明ありがとうございます。それではただいま説明を受けまして、これから２点について、委員の皆様のご意見を伺わせていただきます。１点目は道州制の方向性について、今後どういうふうに考えていったらいいのかというところです。それから２点目は道州制について道民の方々への啓発をどのように行っていくのか、こういうことでございます。

私もそうですけれども、道州制が議論された時には割と関心を持って見てきておりましたけれども、ここにきてちょっと道民の皆さんの頭の中からも道州制というのは薄れてきているのではないかなと、そういうことを実感しておりますので、委員の皆様から道民にどういうふうに啓発していったらいいのかということについて、ご意見を伺いたいと思います。

まず１点目です。今後の道州制の方向について、皆様からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。議事の進め方としてはあまり堅苦しくならないようにざっくばらんに、せっかく皆さんの貴重な時間をいただいておりますのでなるべく発言をしていただいて、議事録に記録はされますけれども、私自身が前期も割とざっくばらんに思いつきレベルでも発言をしていた記憶がございまして、今期も皆さんの忌憚のないご意見を自由にいただければなと思っております。いかがでしょうか。道州制の方向性についてのご意見です。

（朝倉委員）

朝倉です。私自身も今回この委員を受けた時には、道州制ってなんだっけというところから始まりまして、いろいろ説明を聞きながらやはりこの制度自体はすごく大切なものというか、地方からの発言力というか、国から決まったことだけをやっていくのではなくて、おかしいと思ったことはこうやって変えていきましょうというような、そういったことが言える場があるというのがすごく大切だと思っておりますので、ぜひもっと積極的に使えるような形へ残していけたらいいなと感じております。

（大原会長）

ありがとうございます。その他いかがでしょう。ウェブご参加の皆様、ご意見をお願いしたいんですが、よろしいですか。

（宇野委員）

宇野でございます。道州制特区の進め方といいますか促進方法についてです。現在では、意見

や提言については道民からいつでも提案してよいという形だと思うのですが、それだけでなく、現在の北海道の地域づくりに関する課題を整理した上でどんなことが可能なのか道から積極的な情報提供をしていく、つまり、プッシュ型で民間の方々と交流していくような場を設けるとよいのではないかと思いました。もっとも、課題を分析するなどのためにはリソースも必要ですので、まずは、分析のための体制を整えていくことが課題かもしれません。以上です。

（大原会長）

ありがとうございます。では次花田委員いかがでしょう。

（花田委員）

ありがとうございます。私もちょっと今期初めてというのと、まず道州制特区と道州制というのを chatGPT で調べるところから始めたんですけれども、僕の住んでいる町は 1 万 7 千人くらいの美幌町というところなんですけれども、そういうところだとなかなか、そもそも北海道がどう動いているかみたいなことが、民間や町民を見ているとあまり認識できてないようなところがあるので、こういうことをしっかり進めていただいて、前のめりに、特に我々30 代や 20 代が活躍できるようなことがしやすくなればいいのかなと感じております。

（大原会長）

ご意見ありがとうございます。それでは、堤副会長お願いします。

（堤副会長）

副会長というよりは自分の専門がアントレプレナーシップで、提案ということをよくさせるのですが、エキセントリックな案ではあるんですけど、北海道の魅力について提案してくださいというのを全国区で募集して、一席と二席になった人には無料で航空券をプレゼントみたいな形で大きくキャンペーンを張って、関心を寄せてもらうという意味で。私が気付いているのは、少し違っているかもしれませんけれども、わりに北海道の方たちは奥ゆかしくて、そんなに大したものではありませんとばかりおっしゃっていて、そうすると道内では奥ゆかしいとか謙虚でいいんですけれども、やはり競争社会の中ではなかなかそうも言っていられないので、もう少し積極的に、もしかして北海道に無料でいけるかもしれないと思ったら、全国の人が北海道の地図を見てくださって提案していただいて、もちろん道民が当たってもいいんですけれども、なにかそういう少し大きなことを、ちょっと発想があれですけれども、そういうことをすると。まず関心が寄せられると。一応提案はそれが一つです。

それで、元々道州制委員はコロナ禍になる直前ぐらいに就任しているんですが、そのコロナ禍になった途端に地域割りがあって、東京都は感染者数が何人だけど神奈川県は・・・のようにこの地域割りは何なんだという、川崎に住んでいて東京に近い人も神奈川の行政に、となった時に、道州制というのは今こそチャンスで北海道が手をあげて提案するべきではなかったのかなと私は思いました。でも、委員は委員ですけれども全然委員会が開かれず、言う機会もなく終わってしまったんですけれども、まさに地域のいろいろな提案がちょうどできるチャンスもあったなと。あと、一番最初に開催された時に、特区で自動走行の実証実験をやろうというアイデアがあったと思うんですが、やはりそれもなにか否定的な感じの用意がされていて、そしたら私や他の先生がカリフォルニアではやっているのではないかとかいろいろなことを言われたので一応、持ち越しにはなったけれども、結局、時期尚早ということで終わりましたが、そうしている間に東京都の港区などで実証実験を始めるとテレビに出て、すごく宣伝になっているわけですね。やはり実証実験だけなので駄目になってもいいのでせっかくだったらチャレンジしたらよかったのにと、私自身は思いました。副会長ではなく一道民としての意見ですけれども、もう少し積極的に、今のはちょっとエキセントリックすぎて北海道庁の人には受け入れられないかなとも思うんですが、そういうようなことをなにかやったらいいかなと思って、せっかく良い機会なのでここで意見を言わせていただきました。

（大原会長）
　ありがとうございます。今の堤先生のようなご意見もウェルカムでございますので、やはりここで議論を活発化させないとどうして道民にも伝わらないという側面もあるかなと思いますので、そういう方向性で進めていくのがよろしいのかなと思っております。池本委員からもご意見をお願いいたします。
（池本委員）
　最初に道州制という話をいただいた時に、存在自体を知らなかったんですよ。それでいろいろ調べたり教えてもらったりしながら、北海道にはこういうのがあるんだなということで、せっかくこういう意見を言える場があるというのを知らない人が大半だと思うんです。なのでこういう制度があるということをもっとわかりやすくというか、一般的にも知られていられたらそれぞれの土地でいろいろ思うこともあると思うし、私が住んでいるこの神恵内村というのは、ニセコや倶知安と近くてこれからの時期になるとお店に買い物に行っても日本人よりも明らかに外国の方が多いのではないかなという、ここは外国かという錯覚に陥るぐらいの感覚になるわけですけれども、やはりそういうところで暮らしていると車の運転一つにしても外国の方が運転すると、わかっているとこちらも気を付けられるんですけれども、ウィンカーも出さずに曲がったりだとか、景色を見るためだけに急ブレーキをかけたりする。この車は外国の方が運転していますよという分かりやすい、レンタカーだとそういうシールだとかをつけてくる方もいるんですけれども、そういう地域に合ったもうちょっとわかりやすく外国の方がなじみやすくあるといいのにというのがあるので、この制度があるということ自体が北海道の人たちにもうちょっと周知できればいいのにと、私は基本的にそこのところがわからなかったので一番そう思いました。
（大原会長）
　ありがとうございます。今ちょうど池本委員からこの制度について道民が知らないんじゃないかという、もうちょっと周知してはいかがかというお話がございましたので、２番目の検討課題である道民への啓発をどのように行っていくのかという点について議論をしたいと思います。
　まずはこの道州制について知ってもらう、理解を深めてもらう。その次に道州制特区に関心を持ってもらって様々な提案とかアイデアを出していただく。こういうことになりますけれども、どのように啓発を行っていくのかということについて各委員のご意見をいただきたいと思います。先ほど堤副会長からは全国を対象にして大々的なキャンペーンをやったらどうだというご意見もございました。これを参考にしていただいて、皆さんのご意見をいただきたいと思うんですけれども、では朝倉委員からお願いします。
（朝倉委員）
　朝倉です。私が考えましたのは、子ども達というところがポイントかなと考えまして、学校でこういった道州制に関する授業をやって、なにか子供たちが考えるどういう北海道になって欲しいかとか、こんな課題があってこんなふうになったらいいなという案を出していただくというようなことをやったらどうかなと感じました。小中高大学生と、本当は高校生ぐらいが一番ちょうどいいのかなと思うんですけれども、まあその辺は何年生が良いのかというのは考えたいと思うんですけれども、子どもたちを巻き込んでこれからの未来のことを一緒に考えていけたらいいかなと思いました。以上です。
（大原会長）
　ありがとうございました。小学校で北海道の教育ってやってないんでしたっけ。
（事務局）
　ＰＲということでございますが、最近は私どもやはりホームページですとか、そういった今までの既存のメディアといいますか、そういう媒体を使うレベルにとどまっておりました。例えば小学校とかそういった部分というのは、かなり前のデータがちょっと今手元にはないのですけれども、最近はやっていないという現状がございます。

（大原会長）
わかりました。ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。
では、宇野委員、何か啓発に関するアイデアがあればお願いいたします。
（宇野委員）
宇野でございます。道州制とは、直接社会に働きかけていく政策というよりは、いわゆる行政制度の範疇に入るものですので、それを啓発しようとする際に正直わかりづらいのだろうと思います。この制度自体を理解したところで、それが何が道民生活にどのようなメリットがあるのか、わかりづらくなるのではないかと思います。そう考えていきますと、例えば観光分野であったり、これからの公共サービスを維持するための広域連携のあり方であったり、SDGs やゼロカーボンの推進であったり、あるいは、教育問題など、それぞれの課題ごとに道庁内の他の部局と連携しながらテーマ別で議論し、その中で道州制特区を活用すると何ができるのかを検討し、問題提起していくと良いのではないでしょうか。その方が道民目線となり、道民の関心が高まるのではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。
（大原会長）
ありがとうございます。確かにわかりづらいというところはありますよね。道州制特区なので何か提案してと言っても、何を提案するのみたいな感じになってしまうというのが事実かなということを実感として持っております。ありがとうございます。
では、美幌町の花田委員お願いいたします。
（花田委員）
私もどちらかというと教育事業をやっているので、子どもたち起点というところはいいのかなと思いつつも、道州制とか道州制特区という言葉も二つあったりとかで、いろいろ調べているんですけど、やはり行政のつながりみないなものが大事になってくるのかなと思っているので、或いは行政の単体でどれぐらいやれるのかみたいなところもあるのかなと思っているんで、何となく民間レベルだとあんまり関係ないのかなと勝手に思ってしまうと思うので、資料の中に商工会議所という言葉が入っていたので、そういう民間の研修セミナーなどでどうやって行政と連携してやっていきますかみたいなものをもっとセッティングするというのをやったりするのがいいのかなとか思うんですけど、まずは知るところからやっていってもいいのかなと思ったので、今回委員に選んでいただいたので、いろんな方にこの話をすると、たいていの人は知らなくて。まず知ってもらうことからするのであれば、SNS とか Instagram とかを使って僕みたいな人に、道に意見を話せるんだよというのをやっていったりですとか、あとうちは子どもたちと一緒に動画の TikTok の配信サービスを結構使っているので、そういったことでこういうのを啓発して、もっと自分が主体的に北海道の道民だ、ということ主張して意見を言うみたいなことをしっかり言っていくみたいな流れを作りたいなと、感じているところです。
（大原会長）
ありがとうございます。一つの視点として、全道というよりはお住まいの地域の市町村とまず住民の方が課題を共有して、これが道州制に馴染むのかどうかっていうところですね。規制緩和をするとすれば、どう持っていけばいいのかというところからスタートするというのも一つかなと今の話を伺っていて、いきなりこの委員会でということになると地域の特性とか実情がわからずに検討してしまうということにもなってしまいますので、そういった意味では市町村と住民の方との話し合い、これが啓発に繋がっていくという可能性はあるかなと思います。ありがとうございます。
では先ほども意見を出していただきましたけれども、池本委員は啓発をするというところからするとどんなご意見もお持ちでしょうか。
（池本委員）
私も新たにこの委員に選んでいただいて、というのを周りの人に話した時に、それって何の委

員なの、どういうことをするのと言われてほとんどの人が知らなかったです。私も知らなかったというのがあって、子どもたちだけではなく同世代の 30 代 40 代であってもやはり知らずにずっと来ているというのがある意味すごいことだなと思うし、その人たちが分かるともっといろいろな意見が出てくるんじゃないかなと思います。神恵内村は人口 760 人の本当に小さな村で、私たちがいつも取り組んでいる時は、知られていないということは価値は 0 だよねと、私たちは常に仲間内で言い合って、SNS で発信したりだとか神恵内村を PR しましょうということを胸に留めているんですけれども、知られていないということは価値は 0 ということを思ったら、道州制というのはせっかく良いことに繋がるかもしれないのに、知られてないという時点でいい意見も何も出てこないのではないかなと思うんです。小さなコミュニティこそ、そこが抱えるいろいろな意見があると思うので、そういうたくさんの地域からの意見が上がってくるというような、そういう検討委員会だといいなと思ったのと、小学生と高校生の娘がいるんですけれども、小学校、中学校、高校も地域との繋がりということに重点を置いていて、子どもたちも地域のことを考えるという時間があります。総合的な学習の時間には、地域の人たちが学校に行ってお話をするので、子どもたちの視点から未来を考えるという授業があるので、そういう中の一つに高校とかだと、結構教育局の方が来てお話をする時間とかもあるので、そういうところもひっくるめて子どもたちにもいろいろ考えてもらうというのも一つかなと思いました。あと、やはりホームページを見てくださいだけでは道州制自体を知らないので、そこにたどり着けないんだと思うんですよ。なので、そこを何か 1 回目は紙媒体でも QR コードを貼ってでも目に見てこういうのがありますよという、知られていない分だけＰＲするメリットはこれからたくさんあると思うので、いろいろな視点といろいろな課と連携して、どんどん増やしていけるんじゃないかなと私は思っています。

（大原会長）

ご意見ありがとうございました。提委員よろしくお願いします。

（堤副会長）

私自身、道州制がよくわかってないかと思って今、あの 2 種類あるとおっしゃられたので見ていたんですが、私自身は、その北海道というのは元々道州制と言うまでもなく一つの地域なので、それが他の都道府県と単位の小さいところが道州制になるとそれだけ北海道の地域が格上げになるというか、そういうころにメリットがあるんだろうなと思っていまして、その先の提案としてもっと北海道を生かした提案、独自の提案という形で全国区でもいいからと、大キャンペーンというような気持ちはないんですが、道州制ということを全然言わなくなってしまっているので全国民があんまり認識してないかと思うんです。ただ、北海道で道州制をするということの意義は、格上げになるという言い方も変なんですけどいろんなことが提案できるのかなというのがありました。朝倉委員のご発言はすごく面白かったんですが、やはり教育者をやっていると例えばアイヌのことも私はアイヌのあれが結局国の機関になるずっと前から、とても興味があったけれども、白老ところのミンタラというのを一旦は全部廃止するとかすごく同情したりとかしたわけです。大学ではアイヌの民芸に関することをみんなに知ってもらうということで、チカホでそういうのをやりましょうとか、アイヌの方を呼んできて民芸品のすそ野をもっと広げましょうということをしようとしたわけですけど資金不足というのもあるし、驚いた時にアイヌって北海道でしょって思っているけど学生は全然教わってないと。本当ですかということで、たまたまですけれども教育委員会から来られた先生とかもいらっしゃるからまさかと思って。私なんか父が北海道に出張に行ってきたといえばアイヌの民芸品を買ってきてくれて、マリモが生きてるんだというのなんかですごい驚いたというのがあったので、すごくいい地域というつもりでいたら、道民はあまりわからないというのがあって、それが現代っ子だなというのがありました。話が長くなりましたけれども今は子ども食堂をやっていて、食育とかそういうのではなくて、そこから子どもを連れてきて親御さんも含めて、子どもさんたちと話をして社会問題を抽出しようという活

動をしているんですが、どうも集まったゼミ生というのがすごく、急に超人気のゼミになってしまったんですが、厳しい堤の授業は知らないけれども子ども食堂はやってみたいみたいな、お子さんと楽しくやったらそれでやったという感じで、報道の方なんかも別にお呼びもしなかったんですけど、来ていただいたらいいことやっているねと言われたんです。例えばだからそういう形の中に私はだから、最初は小学校の校長先生とかとお話して、ちゃんとしたそういう社会問題を解決するのにどこにあれがあるかなといったら子ども食堂、え、子ども食堂なんて北海道中にいっぱいあるし、子ども食堂いらないとかって言われたこともあるんですけれども、そういうのをツールにして、社会問題を発見するという形で、そこに道州制も、道州制そのものではちょっと厳しいから、これ札幌市から学生の積極活動に補助金が出たので今させていただいてるんですけれども、半年限りで私もなんか結局やめようと思ってたんですけれども、朝倉委員がすごくいいことを言ってくださって、まさに小学校、中学校、高校から大学まで、徐々にわかっていくというような形で、しかも北海道が良いところなんだというそうすると道州制ということもいろいろ意見がいえるんじゃないかと思うので、教育はすごくいいと思いました。もし、その皆さんが、知らないというか私自身もちょっと誤解してたかなというのあって自分が思ってる事ばっかりでしまったんですけども、大原先生もそうだと思うんですよね。

（大原会長）

ありがとうございます。皆さんから一とおりご意見をいただきました。次の議事もございますので、道州制の方向性、道民への啓発ということについては皆さんのご意見から、キーワード的なものを上げますとまず、道からプッシュ型で道民に情報発信していくということも考えたらどうだろうかとか、それから地方の視線で、北海道というひとくくりではなくて北海道の市町村、それぞれの視点から考えていったらどうだろうか、それからチャレンジをするという道州制特区なのでチャレンジするっていう意識が大事じゃないかと、それから子ども、道州制を啓発をするにしても取り組むにしても、小中高大あたりにも目を向けて情報を発信していったらどうだろうかというようなところが出されたかなと思います。

本日、皆さんからいただいたご意見を事務局でまとめていただいて、具体的にどういうふうな方向性で行くのか、或いはどういうふうに啓発をするのかということについては次回以降、報告をいただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（２）道民アイデアについて

（大原会長）

続きまして議事の（２）に移ります。今日はここまでの間に寄せられた道民アイデアについて議論を行って参ります。過去そうだったんですけど、１回で何かを決めるということでもなく、ここで皆さんの意見を聞いて次回判断しましょうとか、そういうこともありでございます。まず今日のところは事務局から検討項目に関する説明を受けまして、それについて委員の皆様から質問や、或いは意見交換等を行っていただいて、議論を深めて参りたいと思います。また、質疑については議論の中で行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは検討項目の外国人スポーツインストラクター等が在留資格外活動をする際の手続きの簡素化及び要件の緩和について事務局から説明お願いいたします。

（事務局）

それでは説明させていただきます。資料２－１から２－５までございます。

今回、道民の方から提案がありましたアイデアということで、まず資料の２－１を見ていただきますと、上から順に説明させていただくんですが、まずは提案の背景ということでございます。

北海道では現在、農業や観光をはじめとする様々なサービス業の中で、人手不足といったものが大きな課題となっております。その様な中でも、世界的に有名な国際観光エリアになっており

ますニセコ地区を抱える、後志地域におきましては、冬の間、スキーやスノーボードといったウインタースポーツを楽しむため、多くの外国人観光客の皆様が訪れておりまして、こうして外国人観光客に対応するため、外国人のインストラクターも様々な在留資格で滞在しているという現状がございます。こうした外国人インストラクターの中には、北海道の生活に親しみをもちまして、当初の来道目的だったウインタースポーツ以外の時期でも北海道に滞在して就労したいと、そういった意向をもつ方もおられますことから、こういった方は、他の業務に就労いただける環境や制度を整備することで、人手不足解消の一助となるのではというお話でございます。

続きまして、そういった背景を踏まえた上での提案の内容ということでございます。

中段でございますが、まず前提といたしまして、通常外国の方が、日本国内で就労するためには、あらかじめ業務ごとに定められた在留資格、これを取得する必要がございます。また、外国人が取得した在留資格以外の活動するためには、資格外活動の許可、これを受ける必要がございまして、それを受けるか、もしくは在留資格変更すると、そういった必要があるということでございます。しかし、通常、資格外活動や在留資格の変更というものなんですが、特定の業務のその業務にかかる技能等を有する場合に許可されておりまして、活用できる方というのは非常に限られているというような状況です。また、一部の在留資格では、単純労働を含めた幅広い活動が認められているんですが、その場合でも、就労時間に上限が設けられているほか、そもそも認められる在留資格は留学ですとか、特定活動（就職活動）、家族滞在のみとなっていることから、今回のスポーツインストラクターというのは対象外ということでございます。様々な経験を経て、本道に親しみを持ち北海道で長期に渡る就労を望む外国人の方につきましては、包括許可の就労時間の上限規制の撤廃をもっとより幅広く資格外活動を認めるなど、在留資格の大幅な緩和などを図っていただきたい、という事になっております。

また、その下に期待される効果ということでございますが、冷涼で過ごしやすい気候や北海道特有の豊かな食、こういったものを背景といたしまして、北海道の任期は冬季だけにとどまらず、年間を通じて世界の人々を引きつけているということでございまして、今後も、特定活動や技能といった在留資格で本道を訪れるインストラクターの外国人は増加していくことが予想されております。このようなアイデアが実現すれば、北海道を目指す外国人のさらなる増加が見込まれますし、人口減少が著しい北海道にありましては、主要産業である農業や観光業などで人手不足、そうしたことが顕著でありますことから、こうした課題の解消に向けて一助になるということが期待されております。

ただ今の説明内容を資料２－２から２－５をご覧いただきながら詳しく説明させていただきますが、まず資料２－２でございます。

こちらは、北海道の人手不足をあらわす資料となっております。資料の上半分をご覧いただきますと、北海道の基幹的農業従事者数、普段仕事として主に自営農業に従事している方の数や年齢構成の推移となります。この数字には、農業の効率化などによる影響も含まれておりますが、農業に従事する方々は年々、減少しておりまして、年齢構成的にも高齢化が進んでいるということが見受けられます。また、下半分はサービス事業を始めとした各事業所に対して、人手不足と感じているかどうかを聞き取ったアンケート調査のグラフとなっておりますが、こちらもご覧いただくと分かるとおり、業種によって差はあるんですけれども、人手が不足していると答えた青い部分の割合が多くて、概ね半分かそれ以上の事業者において、人手不足を実感しているといった結果になっております。

また一枚めくっていただいて資料２－３ですが、後志管内の外国人観光客の状況に関する資料ですが、まず一番上の訪日外国人宿泊客数の状況、こちらをご覧いただくと分かるとおり、ここ２～３年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますが、それでも一番左の平成 24 年、こちらと比較すると大きく増加していることがわかります。またその下の折れ線グラフ、月別の状況をご覧いただくとお分かりのとおり、後志管内の外国人観光客は、12 月～３月の冬シーズン

に集中しております。さらにその下の円グラフ、市町村別の状況を見ても、外国人観光客の皆様はスキー場がある倶知安やニセコなどの地域に限られているといった状況がわかります。また、一番下のグラフ、国別の状況にあるとおり、基本的にはオーストラリアやアジア圏からの観光客が多いんですが、一番下のその他が示すとおり、近年においては幅広い国から来道しているこういったことも分かるのかなと思っております。

次に資料２－４となります。こちら中長期で滞在されている在留外国人の状況が分かる資料なんですが、上の棒グラフが在留外国人の推移となっていて、こちらも近年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますけれども、それでも一昔前と比べますと日本に在留している外国人が増加していることが分かるということでございます。また資料の下半分の円グラフ、こちらは在留資格の外国人労働者の比率になっております。在留資格の種類につきましては後程ご説明しますが、一見して北海道は、技能実習による外国人労働者が多いということでございます。

最後に資料２－５にめくっていただきますと、在留資格ということになってございます。

まず１ページ目の「１　在留資格一覧」のとおり、在留資格というのは大きく分けて、一番上、青色の表にありますとおり、就労目的で在留が認められる資格、中段左紫色の表にあります、就労制限がつかない身分に基づく在留資格、下段オレンジ色の表にあります、就労が認められない在留資格、中段右緑色の表にございます、その他の在留資格、この四つに分かれております。このうち、就労目的に日本に来られる方は基本的に青の就労目的で在留資格が認められるものか、緑のその他の在留資格のうち下の特定活動の在留資格を取得することになります。例えば今回の提案背景にございます。ウインタースポーツのインストラクターとして、来道している外国人の方の場合は、基本的には一番上の青の表、就労目的の在留資格のうち、右下にございます技能の在留資格を取得するか、中段右の緑の表、その他の在留資格のうち、特定活動、こちらの在留資格を取得することになります。

続きまして今回焦点となっている在留資格をご説明しますが、次のページ「２　インストラクターに関する在留資格」をご覧ください。

まず海外の方がスポーツインストラクターとして活動する場合、一般的な在留資格といたしましては一番上の技能ということになります。在留資格を得るために当然、手続きや資料の提出、それに基づく審査などが必要となりますけども、前提として、それぞれの在留資格ごとにある要件を満たす必要がございまして、今説明した技能の在留資格の要件は、例えば３年以上の実務経験を有するものですとかもしくはオリンピックや世界選手権など国際大会出場者であること、などとなっております。言わずもがなオリンピック出場ってのは非常に高いハードルでございまして、前段の３年以上の実務経験ということにつきましても、実施できる時期が冬季に限られるスキーやスノーボードの場合は、通常オフシーズンは実務経験を積むことができないため、実際にこちらの要件を満たすには、倍以上の期間が必要となることから、こちらにつきましても想像以上に高いハードルとなっているということでございます。

そこでスキーの指導者に限っては、上から二つ目の特定活動の在留資格の中に、スキーインストラクターという在留資格がございますが、こちらは先ほどの技能の要件と異なりまして、主な要件が資格要件でございますため、日本のスキーの指導に関する資格かそれと同等以上と認められる海外の資格を有していれば在留資格を得られることから、先ほどの技能よりは、比較的取得しやすくなっているということでございます。

そして、少し毛色は異なるんですが、下の２つはワーキングホリデーということで、こちらはインストラクターを直接目的とした在留資格ではございませんが、ワーキングホリデーを行うために必要な旅行資金を補うために、報酬を受け活動が可能である、こうしたことからスキーやスノーボードインストラクターとしての活動も可能となるという考え方でございます。しかしながら、こちらにつきましては、国同士が事前に協定を結んでいるといったことが必要になりまして、要件もその協定などにより国によって異なるものですが、たいていの国では、年齢が 18 歳以

上30歳以下に限られるですとか、何より過去にワーキングホリデー査証を発給されたことがないといったことが条件となっておりますので、基本的には人生で一回しかできないということでありますことから、少し特殊なものかなと考えております。

資料２－５の３枚目の４に詳しく記載してございますが、在留資格の変更についてでございます。

こちらは従来有した在留資格を新しい在留資格に変更するために許可を受けることを言うんですけども、変更には様々な要件がありますが、いずれの場合でも行おうとする活動が本資料の１ページ目「１　在留資格一覧」のいずれかに該当することが必須となっておりまして、この制度というのはその名のとおり、あくまで在留資格の変更ですので、変更先の在留資格の要件を満たすということが必要になります。

続きまして「４　資格外活動の許可」となりますけれども、こちらが現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動また報酬を受ける活動を行おうとする場合に必要な許可となります。こういったものですので、永住者や定住者など、そもそも就労活動に制限がない在留資格の場合は不要です。そして資格外活動の許可要件の主なものとして、現に有する資格内活動の妨げになるものでないこととなっていることがあります。従って、例えばスキーインストラクターが資格外活動を行おうと考えた場合、スキーインストラクターの活動を行いながら、業務に支障が出ない範囲なら認められるものとなります。そういったことから、オフシーズンなどそもそも本来の活動を行えない時期には在留の許可がされないということでございます。また、もう一つ大きなものといたしまして、１ページ目の在留資格一覧のうち、就労目的の在留資格の活動に該当することが要件となります。そうしたことですので、運用のイメージとしては、先ほど説明した在留資格の変更を行うことなく、別の在留資格の業務を行うことができるといったものになりますので、単純労働などは認められておりません。そして在留資格外活動、一番下（２）の②の部分、個別許可に該当するため、申請があったものについては、その内容を見て個々に許可されることとなります。また個別許可のほかに、その上に記載があります①の包括許可というものがありまして、こちらについては就業時間の上限規制はされているものの、就労目的の在留資格に該当するといった要件が外れていますので、この包括許可ではいわゆるアルバイト的な単純労働は行うことが可能となります。しかしながらこの包括許可には在留資格が留学、家族滞在、留学生が就職活動を行うための特定活動、こういったものに限られておりまして、本道のほとんどの在留資格では該当しないということでございます。

現行制度では、ウインタースポーツのインストラクターとして来道した外国人の方が、シーズ終了後も本道に滞在し就労したいと考えた場合は、ウインタースポーツ以外の技能などを身につけ、他の在留資格を取得するなどのかなり条件が限られております。そうしたことから、何らかの形で、在留資格を緩和することで、先ほど言いましたとおり北海道に親しみをもった外国人の方がより北海道に在留しやすくなる。そして北海道としても人材不足といった課題を解決できる。こういったアイデアになっております。長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

（大原会長）

詳細な説明ありがとうございました。今の説明を簡単にまとめますと、まずざっくり言いますと今回の提案は外国人に係る規制の緩和ということになるかと思います。そもそも、地方分権の理念として、国は外交や社会保障など国家として本来果たすべき役割を果たすものだと考えておりますけれども、外国人の就業条件といったものについて、地方が踏み込んでいけるのかどうかといった課題が一つあるかなと思っております。本来国が検討すべきものだと、こういう認識でございます。それから２点目は先ほど資料で説明がありましたけれども、人口が減少している中で、先ほどの資料を見ると各業界で労働力不足というところも顕著に見られますけれども課題になっているところです。そうした点の対応策として、外国人を活用するといったことが適当なの

かどうかといったところも課題になるかなと思います。
　今の説明を受けてまず皆さんの方から質問があれば受けたいと思います。順番は特に決めておりませんのでこの提案に関する質問でもいいですし、それから制度そのものに対する質問でも結構でございます。何かございますでしょうか。

【質問なし】

（大原会長）
　後でまた思いついたら質問していただければと思います。それでは検討に移りたいと思いますけれども、この提案に対して何かご意見ございましたらお願いいたします。朝倉委員からお願いします。
（朝倉委員）
　朝倉です。弊社では外国人の社員が数名おりまして 10 名ちょっといるんですけれども、やはりいろいろ資格を取るのに会社としても結構苦労する部分もあったりというところです。非常に興味深いアイデアかなというふうに読ませていただいておりました。個人的にはすごくこのご提案がいいものだなと思っておりまして、こうやって帰らずにというか、冬の間だけではなくて夏の間も年中通して、いろんな北海道の産業とか農業とかそういったところで一緒になって働いていただきたく、そして働きたいというふうに思っていただいているという方に、ぜひもっと柔軟な形で働けるというような場を提供していけたらいいかなと思っております。以上です。
（大原会長）
　ありがとうございます。現に外国人の従業員を採用しているという立場を含めてご意見いただきました。賛成というご意見ございました。では、宇野委員ご意見をお願いしたいんですが。
（宇野委員）
　宇野です。この提案自体、北海道の人材不足ということに関して可能性を持っているのかなと思うことは思うのですけれども、やはり在留資格となりますと基本的には国全体で考えていくべきことなのではないかなと思います。地方自治体の一つの判断で考えていけるような事項ではないのではないでしょうか。国と地方の役割分担について、本来の地方分権の趣旨から考えるべきではないかなとまず思います。その上で、そうは言ってもそのスキーのインストラクターの方が北海道に滞在しやすくするためには、季節的に仕事が偏るという特性に対して何か対策が必要だということについては理解しますので、それをどのように解決していけばいいのか、はたして在留資格というところでそれを何とかするのが適切なのか、あるいは、それ以外の規制緩和・権限移譲という形で解決する方法はないのか、もう少し検討していく必要があると考えました。その上でということなのですが、もしおわかりになるのであればお伺いしたい点があります。今回の提案は、雇う側の立場でのご意見なのかなと拝聴していたのですが、スキーのインストラクターの方の目線で見たときにも、こうした提案は本当にニーズに合致しているのか、つまり、インストラクター側から見て必要性がどの程度あるのかということをお伺いしたいと思いました。というのは、インストラクターの方々が本来スキーの技能を生かしたいという形で訪日したということであるとならば、オフシーズンは例えばトレーニングするとかそういうことをご希望するのじゃないだろうかと素人目には思え、その時にスキーとはまったく関係のない単純労働に従事したいと思うインストラクターの方がどの程度いらっしゃるのかなと思うのです。働く側の目線でもう少し情報が欲しいと思います。いずれにしても、これは駄目、これは良いとすぐに決断するより、もう少し情報集めて議論をした方がよいと思いました。以上です。
（大原会長）
　ご意見ありがとうございます。これ事務局としては、雇う側の意見というのはまだ収集をしてない。

（事務局）
　はい。実はこの提案が出てきたといいますか浮上してきたのは、この夏だったものですからまだインストラクターの方と接触できている状況にないという事実がございます。私どもとしても、やはり本当にそういったニーズ、実際働く方にも思いというのはもあるのかなということは内部の議論でもありましたので、まさにこれから冬に向かっておりますのでそういった実態を調べて参りたいと考えてございます。
（大原会長）
　ありがとうございます。では花田委員いかがでしょうか。
（花田委員）
　ありがとうございます。僕も働き手側がどう考えるのかなというのはちょっと疑問に思っていたので、宇野先生におっしゃっていただいたのでそうなんだなと思いました。僕の教育事業、塾を先ほど堤先生もおっしゃっていたんですけど子ども食堂と塾を連携させてやってるんですけど、どちらかというと北海道の大自然を生かしたプログラムなんかを開発してやっているので、いろんなところに行くこともあるんですけど、その時に、一つは地域を知るっていうことに関してはできるんですけど、やっぱりグローバル化における外国人との交流みたいなのはどうしても創出するのが難しかったりするので、そのあたりは例えば倶知安やニセコの方に、夏のシーズンとかにサマーキャンプに行った時にこういった方々に手伝える用なスキームがあると、とても僕はすごいありがたいなと思って、緩和して簡単にインストラクターみたいな形で関わってくれる外国人の方がいらっしゃるんであれば積極的に雇用というかむしろ先生という形で出来るんじゃないかなという考えを持っているので、ぜひこういうのを進めていただけると、たぶん美幌町の一次産業の技能検定を持っていらっしゃる方々はネパールやベトナム、中国の方がいらっしゃるんですけど、それ以外に外国の方って学校教育のＡＬＴの先生ぐらいでほぼ見かけないので、なかなか英語のレベルとかも上がらないという現実があって、オホーツク地域は特に全国平均を下回っていますみたいなニュースが出てしまうので、そういったところは積極的に乗っかりたいなと思っていますので、ぜひ何とかできたらと思っています。
（大原会長）
　ありがとうございます。グローバル化という観点からは検討に値するのではないかというご意見だったと思います、ありがとうございます。では、池本委員いかがでしょうか。
（池本委員）
　私も先ほど宇野委員がおっしゃっていたように、実際に来られるインストラクター側にどれぐらいの需要があるのかなという現状を知りたいなというのは思います。来られる方たちってある程度のプライドと誇りを持ってニセコでスキーのインストラクターをしていますという感じで来られて、それぞれ SNS などに上げているような雰囲気もあるので、そういう方たちがいきなり何かまた違う仕事ということにもならないのかなってちょっと思ってみたり、夏になるとニセコや倶知安には、本州の方から日本人の方たちが何千人という形で長期滞在されるのに来られているんですけど、そういう方たちに夏の登山ですとか山に関わることだったらやりやすいのかなあとか、いろんなどういう関わりを持っていけばいいのかなっていう現状をもうちょっと知りたいなというのと、後志では後志留学と言って冬にいる方たちが夏でも居れるようにというのは、振興局主催で夏のお仕事をマッチングしているので、そこの今までどういう成果を上げてきたのかという中身も知りたいなと思いました。振興局に聞けば分かると思うんですけど、実際に夏にいた方がどういうところで働いていて、どういう人たちが求めているのかっていう現状を知りたいなと思いました。
（大原会長）
　まさに神恵内なので、後志地区の現状を肌で感じておられると思います。次に堤先生。

（堤副会長）
　グローバル化とかそういう意味ではやはり多様な人材を受け入れてということは一つあるんですが、北海道の歴史研究としてロシアからの脅威っていうのを先行研究で読んでいるというのが一つあって、今まさに戦争とか他人事のようになっておりますけれどもありますよね。中国も水産物の輸入停止というのがあって、やはりこれは国土主権ということを少し慎重に考えて、道としてはインストラクターさんを雇うということは多様性でいいなというか、反対に一緒に意見交換する側もグローバルの目が養えるからいいなと思う反面、やはり国土主権とかそういうことは少し慎重に国とちゃんと討論していただいた方がいいのかなと。その人自身はいい人だという人もあるわけなんですけれども、多様な面を見せたりすることがあって、じゃあ日本人がいいのかというのはそうでもないかもしれないというのもちろんあるので、ここは何とも言えないことですが先ほど宇野先生がおっしゃったように、やはり国に在留資格とか一義的にはあるかなっていうのはあるので、北海道はそのご意見を申し上げるという形で、少しだけ警鐘を、皆さんのご意見とともにご指摘させていただくということであります。
（大原会長）
　皆さんからいろいろご意見を伺いました。わからないところが結構ありますよねというご意見が多かったと思います。例えば、後志総合振興局でどういう情報を持っているのかということ、こういったインストラクターの方々についての情報、インストラクター以外でも外国人の方がシーズンオフにどのぐらいいるのかというところはすごく重要かなと思います。それからインストラクターの皆さん自身がどう考えているのか、先ほどプライドがやっぱりあると意見がありましたけどそうだと思います。わざわざインストラクターとして日本に来てるわけですので、その方たちが果たしてシーズンオフに農業に従事するのかとかいうような問題もある。それから採用する側ですよね。人手不足解消という意味で採用はするんでしょうけれども、先ほど堤先生も仰ってましたけれども、いろんな人がいるのでそれをちゃんと受け入れることができるのかということで、この辺のところは事務局の方でさらに調べていただく必要があるかなと。それからもう少し大きな問題でいうと、これは先ほど、意見が出てましたけれども、国の問題なので国がどう考えるかというのはすごく重要かなと思います。これを北海道で提案をしていくと、国に検討を要請するということもありかなと思うんですけれども、この問題に我々がどういうふうに切り込んでいくのか踏み込んでいくのかというところもさらに検討する必要があるかなと思っております。
　今、すべてではありませんけれども皆さんのご意見や疑問点をまとめましたけれども、これを事務局でまたさらに吟味していただいてまとめていただいて、次回の委員会で再度検討させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
〔異議なし〕
　はい、ありがとうございました。それでは議事の（２）はこれで一旦今日のところは終了したいと思います。ありがとうございます。

（３）その他
（大原会長）
　最後の議題その他でございますが、事務局から何かございますか。
（事務局）
　ございません。
（大原会長）
　はい。では事務局がないということで最後に委員の皆さんから何かご発言ございますか。よろしゅうございますか。

【発言なし】

（大原会長）
　はい。それでは本日の議事は以上といたしましてマイクを事務局にお返しいたします。

5　閉会

（事務局）
　大原会長どうもありがとうございました。次回の委員会の開催に日程につきましてはまた改めて調整の上で、ご連絡させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは本日の委員会は以上とさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。